

「1回限り」なのに定期購入？ ネット広告はよく確認を

事例

SNSの広告を見て、「1回限り」と書かれていた美容クリームを注文した。その後、「2回目を発送した」というメールが届き、3個セットの定期購入だとわかった。解約したい。(60歳代)



アドバイス

- インターネット通販ではクーリング・オフはできません。返品・解約は事業者が表示する規約等に従うことになります。注文する前に、返品・解約の条件を確認しましょう。
- 広告に「1回限り」と記載されていても、初回割引価格が1回限りの定期購入契約の可能性あります。「初回限定」「特別価格」「縛りなし」などの魅力的な表現だけでなく、広告をすみずみまでよく読み、契約内容を理解してから注文するようにしましょう。
- 後から確認できるよう、広告や、注文する際の「最終確認画面」をスクリーンショット等で保存しておきましょう。
- 困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄地区広域消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

